

宮城県において水産物の加工販売業を営み、平成23年8月に事業を再開した申立人の風評被害による逸失利益について、被申立人は申立人の売上減少は専ら申立人及び仕入先の震災・津波被害に起因すると主張していたところ、平成23年8月から平成24年6月までは原発事故の影響割合を4割と認め、その後の仕入先の震災・津波被害からの回復経過に応じて、原発事故の影響割合を平成24年7月から平成25年4月までは5割、同年5月から平成26年3月までは6割と認めて賠償がされた事例。

## 和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)において、申立人株式会社X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

#### 記

#### (1) 逸失利益

##### ア. 項目

逸失利益(下記期間の申立人の売上減少分)

イ. 期間 自 平成23年8月1日 至 平成26年3月31日

金1億0292万0659円

#### (2) 本件和解仲介に関する弁護士費用

金305万8414円

### 2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目及び期間に対する和解金として、合計金1億0597万9073円の支払義務があることを認める。

### 3 支払方法

(省略)

### 4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

### 5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、各1通ずつを保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付す

る。

平成27年3月19日

(仲介委員 斎藤淳一)